

# 化粧で乗務禁止は不当

## 性同一性障害 大阪地裁決定

戸籍上は男性だが、心理的には女性で「性同一性障害」と診断されたタクシードライバー(60)が、化粧を理由に乗務を禁じられたのは不当だと、勤務先に賃金支払いを求めた仮処分申請で、大阪地裁は訴えを認め、月18万円の支払いを命じた。

溝口達裁判官は「外見を女性に近づけ、女性として社会生活を送ることは自然かつ当然の欲求だ」と指摘した。決定は確定した。

法判断は異例だ。同地裁の仮処分決定(7月20日付)などによると、運転手は2018年11月、大阪市内のタクシードライバー会社に性同一性障害と伝えられた上で、正社員として雇用され、化粧をして乗務を始めた。20年2月、複数の上司か

ら「身だしなみで化粧はいやん。男性やねんから」「だいたい濃い」と注意された。さらに、「治らんでしょ、病気やねんから。うちでは乗せられへん」と言われ、乗務を禁止された。月20万〜40万円ほどあった賃金はゼロになり、運転手は3月、同月から月33万円の支払いを求める仮処分を、同地裁に申し立てた。

決定は、性同一性障害の人が化粧することは「自然かつ当然の欲求」であり、「個性や価値観を過度に押し通すもの」と評価すべきではないと、女性乗務員と同等に化粧を認める必要がある」と指摘。客離れが起きるといふ会社側の主張についても「乗客の多くが不寛容とは言えない」と否定し、乗務拒否に正当な理由はないと結論付けた。新型コロナウイルスの影響でタクシードライバーの売り上げが減少していることなどを考慮し、支払いの審理が終了した7月から月18万円とした。

運転手は会社側に慰謝料200万円などを求める訴訟も起こしている。会社側は取材に、「関係者のプライバシーなどに関わる」としてコメントしなかった。性同一性障害の人の就労環境を巡っては、東京地裁が02年、出版社が女性の服装での出勤などを理由に、従業員を解雇したことを無効とする決定を出した。19年には、経済産業省職員が、女性用トイレの利用制限は差別だとして慰謝料を求めた訴訟で、同地裁が「自認する性別に即した生活を送るといふ法的利益の制約に当たると指摘。国に132万円の賠償を命じた。」

【伊藤遙】